

要望書

2023年12月19日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都住宅政策本部長 山口 真 殿

第211回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」が成立しました。その審議過程では、出入国在留管理庁による難民認定制度の運用に係る問題点などが議論された一方、外国人の収容と仮放免に関しては、国連人権理事会の特別報告者および恣意的拘禁作業部会から国際人権規約などに違反する可能性があるとの指摘があったにも拘わらず、議論が深まることなく採決に至りました。被仮放免者にとって住まいの確保は容易ではなく、現に路上生活に陥っている人もいます。命の危機にある人の一刻も早い救済が必要であることから、本要望書を提出いたします。

今般、本要望書の提出者3団体は、被仮放免者の住まいに関するアンケート調査を実施しました（添付資料1）。その結果、回答者の5人に1人は路上生活をした経験があり、4割強の人が家賃の滞納などで住まいを失う危機にある実態が明らかになりました。被仮放免者は、未認定の難民、子や配偶者が日本にいる人、日本で生まれ育った人、数十年の長期にわたり日本に定住し最早行く当てのない人など、それぞれに事情を抱え帰国できない人たちです。在留資格がなく、よって地方公共団体に居住実態を把握されず、社会保障制度から排除され、就労は不許可であり、極度に困難な生活を余儀なくされます。被仮放免者が住まいを確保できなければどのような事態となるかを示す事例も多数寄せられていますので、その一部を添付いたします（添付資料2）。また、在留資格があっても、3月未満の短い在留期間を更新しながら在留している場合は、住まいの確保が非常に困難です。

国会期間中5月23日の参議院の厚生労働委員会において、住まいの確保は基本的人権であるかという石橋通宏議員の質問に対し、国土交通省の豊田俊郎副大臣（当時）は基本的人権であると明言しました。そのうえで、仮放免中の非正規滞在外国人の住まいの確保に関しては住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人が支援をしており、国土交通省としては居住支援法人への補助等の取り組みを通じて対応していくとのことでした。

住まいの保障は命の保障と同義です。在留資格のない外国人であっても住まいは必要であり、長期的に居住する前提にない、あるいは、近い将来に法的身分安定化のうえ自立する目途が立たない、といったことは、住まいがなくて良い理由にはなりません。住まいが基本的人権であるからには全ての人に保障されなくてはならず、行政上の身分如何に拘わらず保障される仕組みが必要です。全ての人に住まいの保障を実現し、命の危機を回避できるよう、下記を要望いたします。

尚、本要望書提出に併せ、国土交通省にも要望書を提出しますので、参考資料として添付いたします（添付資料3）。

記（要望）

一、被仮放免者および不安定な在留資格の外国人が公営住宅に入居できるようにすること

- (1) 被仮放免者は、都営住宅に応募すらできない。区営・市営住宅等も、当該市区の住民を対象としているため、住民票に代わる在留カードがなければ対象とされない。だが、被仮放免者は居所を厳しく出入国在留管理庁に管理されており、仮放免許可書には居所が記載されている。この居所は住所と見做されるべきである。都営住宅を始めとする公営住宅の入居者募集に際しては、被仮放免者の応募を受付と抽選から除外せず、入居対象者としてもらいたい。
- (2) 在留資格の期間が短い人は、在留期間を更新しながら滞在を継続していても、都営住宅に応募できない。区営・市営住宅等も同様である。公営住宅の入居者募集に際しては、在留資格の期間の長さによって応募の受付と選考から除外せず、入居対象者としてもらいたい。
- (3) 現に路上生活を強いられている人にとっては、短期間であっても住宅が使用できれば命を繋ぐことができる。また、家族世帯が経済的事情から単独世帯向け住宅に居住している場合には、衛生面や環境面の問題が生じやすく、特に子の健全な成長の阻害要因にもなり得る。既に尼崎市において、市営住宅の空室を民間団体に低額で提供し、支援活動としての利用や困窮者の入居を認める取り組みを開始していることに鑑み、同様の取り組みが公営住宅全般で実施されることを求める。とりわけ建て替え計画等により空室がある公営住宅で空室が活用されるよう、支援団体の利用を認める措置を講じてもらいたい。

二、被仮放免者および不安定な在留資格の外国人が、在留資格の有無や条件に拘わらず、居住支援法人の支援を確実に受けられるようにすること

- (1) 居住支援法人制度に係る住宅確保要配慮者のうち「住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者」には「外国人等」が含まれている。被仮放免者および不安定な在留資格の者は外国人であり、従って当然住宅確保要配慮者に該当する。在留資格の有無や条件に拘わらず、外国人が居住支援法人の支援を受けられるよう、居住支援法人に対し周知徹底してもらいたい。
- (2) 住まいを失う危機にある人が相談に訪れるのは、まず居住地市区町村の相談窓口であろう。その際に、居住支援法人に繋がれるよう周知徹底してもらいたい。

三、非正規滞在外国人を含む外国人に対しウクライナ避難民並みの居住支援をすること

ウクライナ避難民に関しては、政府と省庁の主導で様々な特例措置が講じられ、都営住宅への入居を始め、安心して生活するための支援が概ね行き届いている。これは、現行の制度と

は異なる枠組みで人を救済することが可能であることを意味する。在留資格上どのような法的身分であっても、居住実態のある人がその地域において最低限の生活ができるよう保障されるのは当然である。同時に都並びに市区町村の地方公共団体も、保健衛生と人道の観点から、地域に居住する全ての人々が社会的に孤立することなく最低限の生活ができるよう図ることが使命であると認識しているはずだ。心身共に衰弱し死と隣り合わせの状態に追い込まれている外国人が多数いる現実を直視し、積極的な支援を柔軟に運用してもらいたい。

以 上

※上記の要望に対し、文書によるご回答を求めます。12月28日までにご用意のうえ、以下に記す連絡先までご連絡くださいますようお願いいたします。

連絡先窓口：一般社団法人 つくろい東京ファンド

住所：〒165-0025 東京都中野区沼袋1-9-5 沼袋カマタビル305

担当：大澤優真

電話：03-5942-8086 / FAX：03-5942-8099

メール：info@tsukuroi.tokyo

(提出団体)

NPO法人 北関東医療相談会

認定NPO法人 ビッグイシュー基金

一般社団法人 つくろい東京ファンド

(賛同団体)

昭島社会福祉士会

ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP
SOCIETY (APFS)

あじいる

NPO法人 アディアベバ・エチオピア協会

NPO法人 アフリカ日本協議会

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

特定非営利活動法人 ウィズ・ザ・スモール

牛久入管収容所問題を考える会

SYI 収容者友人有志一同

omnibus

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡
協議会 (外キ協)

カトリック大阪高松大司教区 シナピス
関東仮放免者の会
江東社会福祉士会
NPO法人さーくる横須賀
在日クルド人と共に
特定非営利活動法人CWS Japan
収容ではなく安心安全な暮らしを
首都圏移住労働者ユニオン
住まいの貧困に取り組むネットワーク
正規化を考える会
全国借地借家人組合連合会
なんみんな移民とともに！かわさき
NPO法人難民自立支援ネットワーク（REN）
入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク
入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合
入管面会活動「フレンズ」
ねりま社会福祉士会
BOND（外国人労働者・難民と共に歩む会）
一般社団法人反貧困ネットワーク
有限会社ビッグイシュー日本
#FREEUSHIKU
ほしのいえ
NPO法人 RAFIQ